

北海道自然保護協会会報
Nature Conservation Society of Hokkaido

1993年 12月号

No. 85

NCHOKKAIDO



雨に煙る土幌高原
写真：福地 郁子

トマムの事例に見るリゾート開発と 環境アセスメントの問題点

俵 浩三（副会長）

本年度の協会事業の一環としてとりくんできた「トマムレポート」がまとまったので、その要点をご報告する。

1 トマムレポート作成の目的と経緯

トマム・リゾートは、北海道のみならず日本を代表する模範的リゾートとされており、現在は「中トマム」地区で、高層タワーホテル四棟など宿泊収容一〇、二〇〇ベット、ゴルフ場一八ホール、スキー場一七コースの規模を有している。トマムでは、その拡張計画として「上トマム」「奥トマム」「金の沢」の二、二八八haにわたる地域で、宿泊収容一一、三〇〇ベット、ゴルフ場八一ホール、スキー場二四コースなど、きわめて大規模な事業計画を立案して、一九九一年十月に北海道知事へ環境影響評価書（以下アセス書）を提出し、現在、北海道環境影響評価審議会（以下アセス審議会）で審査が行われている。

アセス書はB四判三七五ページに及ぶ膨大なものであるが、いろいろな問題点があると予想されたので、協会では独自にアセス書を点検することを、本年度の重点課題の一つにとりあげた。その目的は、①トマム

は日本の代表的リゾートなので、そのアセスやリゾート計画の問題点、疑問点を明らかにし、関係者の注意を促すこと、②これらの問題点、疑問点は、たんにトマムにとどまらず、アセス一般のあり方や、リゾート開発のあり方にも共通する点が多いと思われるので、アセス制度改善への提言に結びつけること、の2点である。

具体的には会員を中心として十数名の調査担当者を定め、一九九三年春～夏に現地調査とアセス書の点検を行い、このたびレポートをまとめたものである。（レポートはB五判八二ページ、実費四〇〇円で頒布しているもので、希望者は事務局に申し出てください。）

2 トマムレポートで明らかになった主な点

(1) アセス書の内容に関して

①無責任な覆面アセスである
環境調査内容や環境影響評価には多くの問題点、疑問点があるが、それが責任を持って行った調査なのか、機関名も個人名も明記されておらず、無責任なアセス書である。

②自然環境調査が不十分、不正確である
植物では、例えば春の調査が抜け

ていたり、北海道に分布しないとされる植物があったりする（キョウガノコ、もし事実なら「新発見」として保全対策を講ずるべきである）。またアセスのために選ばれたものではない、もともと分布の限られた「貴重植物」（環境庁が緑の国勢調査で選定）を「着目すべき植物」とし、「着目すべき植物がないから開発してよい」とするなど、妥当性を欠いた評価手法である。

動物では、絶滅危急種のイトウが生息しているにもかかわらず記載されておらず、またスナヤマなどの記載もなく、見落としが多く、信頼性の低い調査内容となっている。

③「保全される」という結論の導き方に無理がある

「環境保全水準」「極力保全する」「保全に努める」など、抽象的でありまいな概念を用いて、予定どおり開発されても大丈夫としているが、そこには客観性、論理性が乏しく説得力がない。例えばエゾマツ・トドマツ林は「連続して分布」しているから、その部分は開発で消失しても「環境保全水準」は維持される、とアセス書にあるが、アセス付属の植生図を見ると「連続した分布」ではなく「分断した分布」となっている。全体に開発を認めてもらうために

「作文」した傾向が、つよく感じられる。

④ 上下水道施設の規模に疑問があり、水質汚濁の恐れが大きい。

トマムは、鶴川や空知川の源流域にあるので、水質汚濁にはことさら慎重でなければならぬが、下水処理施設規模や上水水源確保の根拠が明確に示されていない。水質汚濁や水不足の恐れが大きい。

(2) アセス書および現行のアセス制度に関して

⑤ 地域振興に役立つため「錬金術」でもアセス審査では問題としない

リゾートホテルやゴルフ場の建設は、分譲や会員権販売によって短期に資金回収と収益がはかれる「錬金術」といわれるが、トマムもその典型である。しかしバブル経済の崩壊によってホテル会員権の売行きが不振となり、「中トマム」のガレリアタワーなどは建設費の支払いができず、仮差押えされていることが明らかにされている。この拡張計画も「錬金術」の延長線上にあり、地域振興に役立つとは考えられず、むしろリゾート用地買取で「上トマム」の農業を崩壊させてしまっている。国土庁の承認を受けた「富良野・大雪リゾート地域整備構想」では、リゾート開発によって農林業を振興させる、

としながら、トマム・リゾートが地域の農林業をどう振興させるか、アセス書ではいっさい不明である。それにもかかわらず、「社会経済的影響」はアセスの対象となっていないので、「整備構想」でいう「農林業による地域振興」が空虚にひびくだけである。

予定地の土地所有別が明らかにされていないが、事実上は大部分が国有林である。営林局は国有林特別会計の赤字解消のため、ヒューマングリーンプランなどで、リゾート企業に国有林を積極的に開放しようとしている。地域の農林業と密着したリゾート計画ならまだしも、行政が望まず、むしろ抑制しようとしている三点セットに提供するのは、国有林の使命を誤っているといえるべきである。

⑥ 計画アセスではないから「三点セット」でもノーといえない

今回の拡張計画の目玉は、コンドミニアム（会員権ホテル）、ゴルフ場、スキー場の、金太郎館の大型三点セットである。しかしリゾートブームで続出した大型三点セットは各地で挫折があいついだため、国土庁でもその失敗を認め、地域に密着した小規模・農山漁村型リゾートへの軌道修正を提唱し、北海道もそれに同調している。それにもかかわらず現行のアセスは事業実施段階での「事業アセス」であり、「計画アセス」ではないから、行政が望まず、むしろ抑制しようとする、バブル経済の置土産のような三点セットの「錬金術」に対しても、「計画の是非は判断しない」という矛盾を露呈している。

なおアセス書では土地所有別を明らかにしないだけでなく、「上トマム」では買取に依拠していない民有地に開発計画を立案しており、公聴会で土地所有者が抗議しているが、そのことはアセスに関係がないとして、アセス審査では不問とされている。

3 結論・今後のアセスに向けて

① トマムの拡張計画は白紙撤回を行政指導すべきである

以上のようにトマムの拡張計画のアセスには、環境調査が不十分、保全されるという結論への論理の飛躍があるだけでなく、三点セットの開発コンセプトが不適切であり、しかも事業執行能力も疑問視されるなど、さまざまな問題点が明らかとなっている。北海道はアセス審議の他に、広くリゾート開発を指導する立場に

あるので、トマムの拡張計画を白紙撤回させるべきである。

② 現行のアセス制度は改善すべきである

現行のアセス条例は、一九七八（昭和五三）年、全国の都道府県ではもともと早く制定されたが、前記した事例をはじめ、すでにさまざまな問題点が明らかとなっており「制度疲労」をきたしているため、新しい価値観や社会的要請に応じて改善すべきである。

（具体的な改善事項は、「北海道環境影響評価条例の改善に関する要望」として九月七日づけで知事あてに要望書を提出しているので、本紙八ページを参照していただきたい。）



地が小面積であるが存在している。オニシ川が手つかずのまま、湿原内を蛇行して流れている。しかしここも何の保護対策も講じられていない（近く鳥獣保護区に指定する動きはある）。

興部町にはオムシヤリ沼があり周辺に湿原がある。この排水路工事による自然破壊は、会報七十五号一九九一年七月号に詳しく報告されている。

私の居住地である紋別市にはヤンシ沼、コムケ湖があり、更に湧別町にまたがるシブノツナイ湖がある。そして、それぞれ周辺に湿原がある。三ヶ所ともに景観保護地区に指定され、コムケ湖は鳥獣保護区に指定されている。しかし指定されているだけで、具体的な保護策は何もとられていない。本協会では今年、コムケ湖の鳥獣保護区に特別保護地区を設定するよう要望書を出している。

ヤンシ沼は流入河川のヤンシ川の明渠排水路事業が進行中で、ヤンシ沼への環境にどのような影響が出るか注目している。コムケ湖は長年私のフィールドであるが、近年干潟を利用するシギチドリ類の渡来数が減少傾向にあり、気が付かないところで環境の悪化が進行しているのかもしれない。前号で取り上げられてい

アカエゾマツの発達した浅茅野湿原

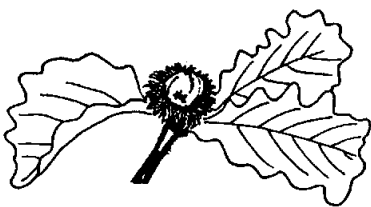


シブノツナイ湖の湖岸はほぼアシ原であり、水鳥にとっては良好な環境である。しかし周辺は農地化が進行し、紋別市にただ一ヶ所残っていたトキソウの咲く湿原が、それにより消滅した。また流入河川の改修計画も今後表面化してくるだろう。

湿地はいつも人間の都合で変えられ壊されてきた。北オホーツクの場合、多くが農地（牧草地）への改変であった。今年九月、農政審の「稲作以外の主要経営部門についての経営の展望と政策展開の基本方針」の内容が報道された。それによると、酪農では経営規模を八十頭（道外の二倍）にするという。確かに現在の酪農家の多くは多頭化を目指しているのかもしれない（現に私の聞いた地元ではそうだった）。しかし、それは生産コストの面でも、環境保全の面でも、決してプラスにはならないと指摘する人達もいる。多頭化でより大面積の草地が必要になり、条件が悪く最後まで残ってきた湿地も草地化されていく。現在の土木技術では朝飯まえの仕事だろう。諸外国では、農地として一度壊した湿地を復元するというプロジェクトが、国策として進行しているという。

私たちは過去を嘆いてばかりはい

られない。これからをどうするか、いま残された湿地をどう保全するか考えていかなければならないだろう。国策として積極的に湿地を復元していくような公共事業に取り組みよう求めていきたいと思う。それがラムサール条約会議に伝えるひとつの方向なんだと思う。



人それぞれ、人生には、幾たびか転機がある。協会活動との関わりはなかに、このほど、お二人の方が人生の節目を迎えられた。

かたや六年余の長きにわたって事務局長の重責をはたされた高橋武雄氏が退かれ、代わって山辺巖氏がその任に就かれる。ご紹介かたがた、多年のご苦勞をねぎらうとともに、今後のご健勝とご活躍を祈念したい。

◇勇退される高橋武雄氏は、昭和二十七年から五十九年まで、裁判所職員として勤務され、札幌地裁を振りだしに、家裁・高裁などを歴任、主として会計畑を歩かれた。退官時には、檢察審査会の事務を担当されていた由である。昭和六十二年九月、その手堅い事務手腕をかわれ、八木前会長のもとで、わが協会の事務局長に就任された。この世に温厚な人は数多いが、真の意味で篤実な人は少ない。温厚篤実を絵に描いたようなという形容は、たぶん、高橋さんのような人を指す言葉であろう。春風駘蕩。陽だまりを背に、スフィ



高橋氏

ンクスさながら、黙々と経理事務をこなす姿は、飄々として一種独特の風格があった。

総会を控えて、収支決算が二円あわなかったことがある。僅か二円というなかれ、問題は金額の大小ではない。納得がゆくまで、何日も夜を徹して伝票の山ととり組む姿に、氏の真骨頂をみる思いがした。やや遅れて事務局に入った土方晃氏とのコ

は固く、再三にわたる慰留も実らなかった。積年のご貢献を謝し、悠々自適の日々をお祈りして、惜別の言葉としたい。

◇代わって、新任の山辺巖氏は、道立函館商業高校を了えたのち、一時民間会社に在職されたが、昭和二十五年、警察予備隊の発足とともに入隊。やがて衣替えした自衛隊では、ほぼ一貫して会計職ないし総務関係

事務局長の交代にあたって

◇ご苦勞さま

◇よろしく

小暮 得雄（会長）

ンビも出色で、静と動、長を活かし短を補って絶妙のものがあつた。もともと高橋氏は、自然保護に格別の関心があつたわけではなく、いわんや活動家でもなかつたが、真方として多難な協会活動を支え、事務体制を軌道に乗せた功績はまことに大きく、特筆に値いするであろう。

残念ながら、このところ何かと体調がすぐれないことから同氏の辞意

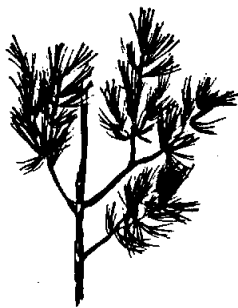
の事務を担当された。定年退職のち札幌市医師会に再就職、本年二月ふたたび定年を迎える。まだ六十一歳。恵まれた健康を活かし、生き甲斐のある仕事を、という動機から、高橋氏の後任に応募された。山スキーや野鳥のさえずりを楽しむ、自然派である。明るく、さわやかな人柄に加えて、珠算・簿記・経理が堪能で、事務局長には打ってつけの人材とい

えよう。

協会活動の課題は山積している。その処理は事務局長の手腕に負うところが大きい。このばあい、自衛隊をめぐる憲法論議に触れることは、自然保護の大義とは無縁で、やぼというものだらう。山辺氏の就任を歓迎し、切に新風を期待する。



山辺氏



問題点を整理すると次のとおりです。

一、札幌テルメとテルメイインターナショナルの敷地は、茨戸川と篠路川に挟まれた狭隘な河川敷であり、治水上、後に問題を残したことです。その後の改修工事などがあつたとしても、科学的・歴史的な安全が立証されてはいないし、住民には何の説明もないのです。

二、漕艇に都合が悪いからといって、堰を取り除くという発想はどこから出てくるのか。真剣にそのようなことを検討しているとしたら、住民無視と、あまりにも自然と治水の歴史をないがしろにした、非科学的な身勝手さといえます。

三、札幌市は自ら立案したグリーンベルト構想を進め、他の自治体と協力して、この地を大規模な自然公園に作り替えるべきと考えます。一九九三年十一月五日、砂川市で開かれた石狩川サミット（札幌市など四十八市町村の首長が参加）の宣言趣旨からしても、当別町、石狩町などの合意のもとに、この構想を推進してもらいたい。

「一本の葦は十石の水を支える」の例えがあります。自然と治水が分離一体であることを蛇足とします。

（会員・札幌市在住）

陳情書 要望書 意見書

北海道環境影響評価条例の改善に関する要望

一九九三年九月七日

北海道知事 横路 孝弘様

（社）北海道自然保護協会
会長 小暮 得雄

はじめに

川崎市について全国二番目（都道府県では全国最初）の環境影響評価条例が昭和五十三年（一九七八年）に制定され、すでに十五年が経過した。しかし、制定当初は画期的といわれた環境影響評価条例もその後の環境問題の広がりや住民運動の高まりなどの社会情勢の変化にとまどい、多くの欠点が目立つようになってきた。また、その後制定された多くの自治体の条例・要綱などに比べても、おくれの目立つ個所が少なくない。そこで、当協会は、以下の点につき、早急な条例・規則の改正および運用の改善を求めたい。

条例改正により改善すべき事項

（一）計画アセスメント制度の導入の検

討

北海道、その他の都府県・市が実施している環境影響評価は、立地はもとより、事業内容がおおむね確定した段階で、事業の実施を前提に、その地域の環境に与える影響を補足的に調査する事業アセスメントにすぎない。したがって、アセスメントの結果と、事業を実施するかどうか、またどのような事業を実施するかという判断とが結びついていない。すべての開発行為を環境保全という観点から審査し、必要に応じて適切な規制をするために、場所を選定する以前の基本構想の段階から、計画の概要、地域の環境にあたる大まかな影響を住民に公開し、住民の意見を聞くための計画アセスメントを導入すべきである。

提案された開発事業について、「合理的に実施可能な代替案」の記載、代替案相互の比較検討の結果の記載を定めること。

四意見書の提出者の範囲の拡大

条例六条は、評価書に対して意見書を提出できる者の範囲を「関係地域の住民」に限定しているが、これを「関係地域の住民及び意見のある者（団体を含む）」に改めること。

（五）特定開発業者の住民への説明義務の強化

開発業者による住民への説明義務としては、現在、条例七条に定める縦覧期間内の評価書の概要書の配布のみが義務づけられているが、明らかに不十分であり、以下の手続を設けること。

①アセスメントの着手前に、事業の概要書の提出、公表、閲覧を義務づけること。

②同じくアセスメント着手前に、環境影響評価実施計画書の作成・提出を義務づけ、アセスメントの実施方法、場所、時期等について、住民への説明、意見書提出等の手続を明記すること。

③住民から出された質問・意見を事業者へ送付し、事業者の解答（見解書）を求めること。知事に提出された見解書は公開し、縦覧

（二）代替案の検討と記載

現在の条例四条一項を改正して、

すること。

④開発業者の住民への説明義務、環境影響評価書配布義務などを明示すること。

(六)説明会、公聴会の原則開催

条例七条・九条の説明会・公聴会は、開催を原則とし、特に意見がないことが明らかな場合に限って省略できる旨を明示すること(公聴会開催要領との不一致の是正)。

(七)修正評価書の作成と住民参加

修正評価書の作成(条例十一条)については、住民参加の機会が設けられていない。少なくとも、環境影響評価書作成の際と同じ手続を設け、説明会、意見書提出、公聴会を実施するよう改正すること。また、住民からの質問に対する事業者の見解書の作成・公表を求めること。

(八)事後監視手続の整備

環境影響評価書記載の事項が遵守・履行されているかどうかについて、事後追跡・事後審査の手続を早急に整備すること。具体的内容は、以下のとおり。

①着手届の事実の公表、実施状況報告書、(必要に応じた)事後調査計画書・報告書の提出を義務づけること。

②評価書には有効期限を設け、着工までに期間があり状況が変化し

たときには、再度、環境影響評価を義務づけること。

③違反行為に対する勧告・公表・処罰を定め、住民に、実施状況および事業完了後の状況に関する意見書・是正申出書の提出を認めること。

(九)環境影響評価書の信頼性を高めるための措置の検討

現在の評価書の作成は、もっぱら事業者まかせで、それが評価書への不信を招く最大の理由になっている。評価書の内容を正確で信頼できるものとするための方策を、将来の課題として検討すること。

具体的には、アセスメント業者への技術指導・監督体制の整備、アセスメント業者の登録制度、一定規模以上の開発行為については道(ないしその指定する機関)がアセスメントを代行する、特定の重要事項については(環境影響評価審議会以外の)第三者機関に調査依頼する、など。施行規則の改正により改善すべき事項

項

(一)アセスメントの調査・予測・評価の対象事項の拡大

施行規則二条によれば、アセスメントの調査・予測・評価の対象事項は、別表第一に掲げる項目、物質等のうちから(開発事業者が)必要と

認めるものを選定して行うものとしているが、別表第一に掲げる典型七公害、自然環境の保全に係るもの(地形、地質、植物、動物、自然景観)に限られており、明らかに十分である。そこで、

①日照、電波公害、気象、都市景観、歴史的・文化的環境(遺跡、文化財など)などを加え、とくに大規模施設の場合には、ごみ・し尿処理による影響を事項に加えること。

②とくに生態的にデリケートな地域(自然保護地域、湿原、海浜、河川、河口域など)については、生態系への影響を重視した、より詳細で広域的な調査・予測・評価を義務づけるなど、弾力性のある運用を図ること。

(二)調査対象事項の事前公表、住民との協議

施行規則二条によれば、アセスメントの調査等の対象事項は、別表第一に掲げる項目、物質等のうちから(開発事業者が)必要と認めるものを選定することになっており、いつ、どのような事項について、どのような調査をするかが、すべて事業者の裁量的判断にまかされている。アセスメントの実施前に、実施計画書を公表し、調査対象項目の選定、調査

の実施方法、場所、時期等について、住民と協議する手続を設けること(条例改正に関する要望②と重複)。

(三)アセスメント対象事業の拡大

アセスメントの対象となる「特定開発事業」(二条)は条例改正によって拡大すべきであるが、それが困難なときには、条例二条二項九号の「これらの行為と同程度に環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為であって規則で定めるもの」という規定を活用し、規則の改正により対象を追加すること。

(四)アセスメントの対象となる「特定開発事業」の規模要件の引き下げ(強化)

別表第二の定める「特定開発事業」の最低規模(すそ切り)の要件を引き下げて、対象を拡大すること。具体的には、新幹線、飛行場はすべて、工業団地・住宅団地・レクリエーション施設は20haなどとし、ゴルフ場はすべてを対象とすること。

(五)代替案および評価書作成者の評価書への記載

評価書の様式は別紙第一号様式によることになっているが(施行規則五条二項)、「合理的に実施可能な代替案」を項目に加え、もしくは「その他参考となる事項」として、代替案の記載を求めること。

また、評価書作成者、調査・予測・評価の責任者・担当者の氏名、所属、専門分野などを評価書に明記すること。

(六)説明会、公聴会については後述

告示等の改正により改善すべき事項

(一)環境影響評価書の提出の時期

現在の告示によれば、環境影響評価書は法令の定める許可等の申請前までに作成し、提出することになっているが、正式の許可申請は事前の協議や行政指導が終って後になされるのが普通であり、事業計画の詳細はほぼ確定している。したがって、この時点での計画の大幅な変更は不可能であり、アセスメントは、事業内容を追認し、正当化するだけのものになる。

アセスメント結果を事業計画の検討に結び付け、また、できるだけ早い段階での住民参加を実現するために、評価書提出の時期を計画内容の変更や代替案の選択が可能な段階にまで早めるべきである(将来の課題として、計画アセスメントを導入すべきことについては既述)。

(二)「環境影響評価の技術的方法等の一般的な指針」について

詳細にわたるので、別途、意見を述べる。

説明会・公聴会開催要領等の改正に

より改善すべき事項

(一)記録の作成と公開

説明会および公聴会(議事録)は公開し、説明会に参加できなかった住民の便宜に供すること。また、環境影響評価審議会に提出する書面は、公述人の陳述意見の全文とするよう運用を改めること。基本的には、条例第八条三項三号を改正し、「意見の要旨」から「の要旨」の文言を削除することが望ましいが、やむを得ず要旨を作成するときは、公述人に要約文について訂正申立ての機会をあたえること。

以上

自然破壊型公共事業の抑制と適正な環境保全行政の推進を求むる要望

一九九三年十一月十日

財政制度審議会会長 鈴木 永二殿

(社)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

行財政改革をめぐる日頃のご尽力に深く敬意を表します。

さて、伝えられるところによれば、近年わが国における公共事業費の支出は、政府予算の優に三分の一を占め、その総額はアメリカをしのいで世界一の規模に達している由であります。しかもその使途は、かつての高度経済成長期と同様、あいかわら

然典 36 自事 豆

ハリオアマツバメ

川辺百樹

(ひがし大雪博物館)

今年四月、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」が施行された。この法律に基づき、国内希少野生動植物として三八種の鳥類が指定され、の中には、北海道に関係深いオジロワシ、タンチョウ、シマフクロウなども含まれている。政府が野生動植物の保護のため法律を整備したことは評価されるのだが、気がかりな点がないわけではない。それは国内希少野生動植物に指定されなかった種が「安全」視され、新たに「絶滅の恐れのある種」を産み出しはしないかという点である。

ハリオアマツバメは、そんな危惧を感じた鳥の一つである。この鳥はスズメ目のツバメやイワツバメとは系統的に異なり、ハチドリなどとともにアマツバメ目を構成する。わが国では本州の一部と北海道で繁殖する。彼らはツバメやイワツバメと違い樹洞に営巣する。シマフクロウの巣箱架けからも察せられるように、樹洞をもつ大木がいま北海道から着実に姿を消している。

どうやら彼らの前途に暗雲が漂っていることはまちがいない。大空を豪快に飛回るハリオアマツバメをよく目にするからといって安心してはいられないのだ。空中生活者であることと大きな行動圏をもつことが、よく目につかせているのであって、決して個体数の多さを物語っているわけではない。早急に営巣状況を把握し、「絶滅の恐れのある種」に追加されることのないよう対策されることを望みたい。



ず道路、河川改修、港湾、工業団地の建設など、従来型の産業基盤整備に重点がおかれ、そのことがひいて予算の硬直化をもたらし、環境の時代への適切な対応を阻んでいることは明らかであります。

たとえば、ご多分にもれず、北海道におきましても、多くの市民や団体によってその必要性が疑問視されている巨大な放水路やダム、自然公園内の道路、大規模な工業団地などが建設または計画されており、いまやこれらの公共事業が、自然破壊の最大要因となっている、といっても過言ではありません。

当協会は、かような現状を憂慮しつつ、公共事業の在り方について本格的な検討にとり組まれている貴審議会に対し、緊急に以下の諸点を要望するものであります。

(一)新内閣の標榜する生活者重視という方針もさることながら、将来の生活者たるべき子々孫々のために、自然環境の保全Vを行財政改革推進の柱に据えること。

(二)諸悪の根源ともいふべき、硬直した省庁別・事業別割り予算配分を見直し、勇断をもって自然破壊型公共事業を抑制すること。

(三)強力かつ効果的な環境行政を推進するため、環境行政に携わる諸官庁

の組織や役割、権限を強化すべきこと。

四とりわけ北海道の自然保護にとつて重要な位置を占める、国有林の保全に向けて、国有林野事業(特別会計)に一般会計予算を大幅導入すること。

士幌高原道路計画の「全線トンネル案」に対する質問書

一九九三年十一月十二日

北海道知事 横路 孝弘様

(社)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

最近の新聞報道によると、「北海道では士幌高原道路の現行案を見直した結果、全線トンネルとすることが最良と判断し、その方向で事業実施の予定」と伝えられております。

このことは一見して自然保護に配慮したように思えますが、昭和四十年前後から今日に至る約三十年間の、士幌高原道路問題に対する北海道の一連の態度を振り返ってみると、「はじめに士幌高原道路ありき」を前提として、「いかにして道路をつくるか」の対策に終始しており、その間の自然環境に対する認識の深まりや、社会経済的な変化を無視したため、つぎつぎに「ポタンのかけ違い」を繰り返してきたと、いわざるを得ません。

今回の見直しもその延長線上にあり、全線トンネル案としても「ポタンのかけ違い」を繰り返すだけで、正しい問題解決の姿勢に立つものではないことは明らかです。すなわち、当協会では一九九一年十一月以来、本年七月に至るまで四回にわたって文書による質疑応答を貴職との間で行いましたが、士幌高原道路に対するさまざまな疑問点、矛盾点は、解消するどころか拡大するばかりで、士幌高原道路計画は「環境に与える影響」を云々する以前の問題として、その目的や効果がまったくあいまいであることは明らかになっています。

今回の見直しにより、現行案(駒止トンネル案)を否定したこと、地表面における環境変化をある程度は避けられたとしても、従来、北海道が主張してきた、例えば山火事防止のための道路、大自然を楽しむ道路など、さまざまな論拠が崩壊し、しかも現行案のアセスの際に「駒止トンネル案」より劣ると明きらかに否定した「全線トンネル案」を、「最良」とする矛盾を露呈したことは、さらに問題を増幅させるものといわねばなりません。

「ポタンのかけ違い」を正すには、原点に帰って仕切り直しをすること

が必要です。この際、士幌高原道路計画をいったん白紙に戻したりえて、国立公園における道路のあり方の基本理念にしたがい、計画の取り止めも選択肢に入れた「計画アセス」に相当する抜本的な再検討を行うのが当然の筋道と考えます。

記

つきましては、次の諸点について明確に、かつ早急に、ご回答くださるとともに、貴職の英知ある決断を期待するものであります。

(一)現行アセスで否定した「全線トンネル案」を「最良」とした根拠は何か

士幌高原道路については、道民世論のコンセンサスが形成されておらず、全国から十万を超す反対署名も寄せられるなかで、白紙から抜本的再検討を行おうとせず、「はじめにトンネルありき」とした根拠は何か。

また現行案のアセスの際に、「駒止トンネル案」より劣るからと、自ら否定した「全線トンネル案」を復活させて「最良」とした根拠は何か。

「駒止トンネル案」を否定するならば、それより劣る「全線トンネル案」は同時に否定されるのが当然ではないか。

(二)山火事対策に役立たない計画を「最良」とする根拠は何か
当協会からの質問に対して、北海

道は士幌高原道路の必要な根拠のひとつとして、「山火事はいつどこで発生するか分からないので（山麓部だけでなく山頂部に）道路が必要」と回答している。それにもかかわらず山火事対策に役立たない「全線トンネル案が最良」とする根拠は何か。

（一）「林談話」に反する計画を「最良」とする根拠は何か

自然環境保全審議会が「林談話」として示した国立公園などにおける

道路の基本的あり方では、「その道路が社会的にぜひ必要であり、他にこれに代わる適切な手段が見出せないことが前提」とされている。士幌町から然別湖へは既存の国道二七四号を利用することができ、社会的必要性も乏しいので、士幌高原道路は明確に否定されることになる。それにもかかわらず「全線トンネル案」が「林談話」に反しないで、「最良」であるとする根拠は何か。（現行案のときは談話以前の認可という「既得権」で言い逃れたとしても、もはや今回は通用しない。）

（四）道路のもたらす効果の調査も行わず「全線トンネル案が最良」とする根拠は何か

士幌高原道路のもたらす効果に関する当協会からの質問に対し、北海道は「地域の活性化に役立つ」と答

える程度で、「活性化の具体的内容を説明してほしい」という再質問には十分に答えられず、また「既存道路を利用したのでは、なぜ活性化できないか」の再三の質問には回答がなかった。このように、公共事業でありながら、その効果を明らかにすることができず、またそうした調査も行わずにしながら、「全線トンネル案が最良」と判断した根拠は何か。

（五）自然環境保全指針にしたがって公園計画の見直しを行わないのは何故か

「北海道自然環境保全指針」では、士幌高原道路未開削地付近を「厳正保存」「徒歩利用」と位置づけている。これは二十一世紀に向けた誇るべきビジョンであるのに、前を向こうとせず、ひたすら三十年前の旧時代の計画にすぎる後向き姿勢を変えていない。北海道が自ら誇る自然環境保全指針にしたがって、「厳正保存」「徒歩利用」が実現できるような国立公園計画の見直しを行おうとしないのは何故か。また「指針」は関係市町村に対して「誘導的」性格をもつと定めながら、その方向に誘導することを怠っているのは何故か。

一九九四年自然保護講座の開催

「北海道の野生生物は今……」

北海道の自然環境が、人との関わりによって急速に変貌している中、野生の動植物がおかれている現状について、一緒に考えたいと思います。スライドなども使いながら、分かり易い内容にとめますので、たくさんの方々の参加をお待ちしています。

（一）会場 北海道立女性プラザ（かでる2・7 六階）学習室
札幌市中央区北二西七（北大植物園正門斜め前）

（二）日程・講師

第一回 1月19日（水）「野の花は泣いている」
梅沢 俊（植物写真家）

第二回 1月26日（水）「野生植物を守るために」
佐藤 謙（北海学園大学教授）

第三回 2月2日（水）「知床の動物は今……」
中川 元（知床自然センター所長）

第四回 2月9日（水）「イトウのすむ川は今……」
稗田 一俊（魚類写真家）

第五回 2月16日（水）「水鳥はうったえる」
大畑 孝二（ウトナイ湖）

サンクチュアリ・レンジャー）

※いずれも午後六時半から八時（九十分）

諸事情で講師の順序が変わることもあります。

（三）会費 全資料代として三、〇〇〇円（第一回目の受付で徴収）
四定員 六十名

（五）申込方法 一月十四日までに協会事務局までお申し込み下さい。

（電）〇一一二五一一五四六五



(会場記載のないものは
事務所にて実施・敬称略)

第一三九回理事会

一九九三年八月二十八日

出席者 小暮、鮫島、俵、熊木、紺谷、中野、福地、江部、大館、佐藤、林、土方、三浦(十三名)

報告

一、土幌高原道路問題について

反対署名が十万筆を超えたことから、八月二十三日に、協会、連合、十勝協会の連名による要請書とともに道に提出した。

議題

一、入会者の承認について

A会員十六名、B会員三名および団体会員二の入会を承認した。

二、西別川取水問題に関する要望について

八月二十日付けで、釧路開発建設部宛、計画の中止を求める要望書を提出したことが報告され、承認された。

三、鶴居カントリークラブ計画の中止を求める再度の要望書について

知事及び鶴居村長宛、再度の要望書を提出することが決った。

四、道環境アセス条例の改善に関する要望について

検討を続けてきた同条例改善の要望がまとまったことから、早急に道に提出することになった。

五、美々プロジェクト計画現地調査について

九月初めに現地調査を行うことが決った。

一九九三年度第三回拡大常務理事会

一九九三年九月二十二日

出席者 小暮、俵、熊木、紺谷、島山、福地、市川、江部、佐藤、土方、平井(十一名)

議題

一、トマム・リポートについて

ほぼ原稿が出揃ったので、とりまとめの上、近々発表することになった。

二、百人浜緑化問題について

協会の真意が地元伝わっておらず、事態が硬化しているため、さまざまなルートを利用して理解を求めることになった。

三、土幌高原道路問題について

トンネル案が取り沙汰されはじめたことから、その対応を検討した。

一九九三年度第四回拡大常務理事会

一九九三年十月二十日

出席者 小暮、俵、熊木、紺谷、島山、福地、市川、江部、佐藤、土方、平井(十一名)

報告

一、事務局長の後任について

十二月末で退職する高橋事務局長の後任として山辺巖氏を選び、次回理事会で承認手続きをとることになった。

二、トマム・リポートについて

リポートでとり上げられていない点での追加指摘があり、急遽リポートに反映させることになった。

議題

一、協会創立三十周年行事について

各自が案を次回理事会に持ち寄ることになった。

二、公共事業の抑制等に関する要望について

自然破壊型公共事業の抑制と適正な環境保全行政の推進を求める要望書を、財政審宛て提出することが決った。

三、土幌高原道路問題について

知事から全線トンネルの方向が出されたことから、全線トンネル案に対する質問書を知事宛て提出することが決った。

退職にあたって

高橋 武雄

このたび、十二月末をもって協会を退職することになりました。六年余の短い期間でしたが、無事職務を終えることができましたことは、偏りに皆様方のご支援の賜と厚くお礼申し上げます。

協会在職中は八木・小暮両会長の温厚なお人柄のとおり人情味溢れるご指導をいただき、又理事・監事の方の温いご協力で支えられ仕事ができましたことを感謝しております。

協会から眺める植物園は、葉を落した樹々の中でわずかに残ったナナカマドの実が雪をかぶり、すっかり冬のたたずまいを見せています。この眺めも最後かと思うと一抹の寂しさを覚えます。

自然を護ることのむづかしさを知りました。然し、護らなければなりません。そのためには皆様のご協力が必要です。どうかこれからも協会をよろしくお願い申し上げます。

最後に皆様のご健康とご多幸をお祈りいたします。

(抄)

新会員紹介

93・8・29～93・11・20現在

【個人A会員】

谷口 恭 関尾 憲司
田中 利男 山本 文男
小林 充和子 小野 清子
津路 進 小林 栄二
泉 勝 統 村山 良子
稲垣 重 則 高橋 忠
武藤 健一 関山 昭子
【個人B会員】
小林 弘昭 津路 清子
後藤 美智子
【学生会員】
鈴木 光 金森 俊徳
及川 敬貴 (敬称略)

雪だるま基金

小野 有 五 二二、九九八円
☆ありがとうございます。 (敬称略)

寄付金

金田 平 一五、〇〇〇円

北海道花の名店会 五〇、〇〇〇円
前田 正子 二〇、〇〇〇円
☆ありがとうございます。 (敬称略)

寄贈図書

寄贈者 日本科学者会議北海道支部
・千歳川放水路はいらない
寄贈者 福地郁子
・北海道の自然と生物
寄贈者 八木健三
・北海道経済学332
寄贈者 福本昭男
・北海道トンボ研究会報VOL.6
寄贈者 三浦二郎
・樽前ガロウのほとり
寄贈者 エコ・ネットワーク
・ワイルドライフレポートNo.15
☆ありがとうございます。 (敬称略)

NCC編集室

・表紙の写真は、本年八月に土幌高原道路予定地を踏査した際、撮影されたものです。

知事の議会表明を受けて道土木部が検討していた新ルート案は、東又

プカウシヌブリの北斜面をトンネルで貫くルートに固まりそうな気配です。このルートは、かつて計画路線選定の際、駒止トンネル案との比較において、「事業費が著しく増大する」「事故発生の際の処理が著しく困難」「トンネルズリの処理の問題」「走行の安全性の問題」などの理由から不採用となった東又プカウシトンネル案と、ほとんど同じルートになります。

アセス書に「自然環境保全上の観点からは(駒止トンネル案と)大差ない」と書かれたルートが、今度は「自然環境の影響を最小化するための最良の案」として登場するとしたら、アセス書に書かれたことは、一体何だったのでしょか。北海道は、アセスを単に計画を正当化させる方便と考えているように思えます。
・次号は二月五日原稿締め切り、三月中旬発行の予定です。

(土方)

事務局より

・高橋さんに代わって事務局長を勤めることになりました山辺巖です。
なにとぞよろしくお願いいたします。
・会費納入については日頃ご協力を

いただいておりますが、未納の方は至急納入をお願いいたします。
またご住所や会員区分に変更がありましたら、事務局へご連絡をお忘れなく。

個人A会員 四、〇〇〇円
個人B会員 二、〇〇〇円
(A会員と同一世帯の会員)
学生会員 二、〇〇〇円
団体会員 一口 一五、〇〇〇円
〔会費納入方法〕
郵便振替口座 小樽 一四〇五五
北海道拓殖銀行本店 〇一七二五九
(普通預金)
北海道銀行本店 一〇一四四四
(普通預金)

一九九三年十二月二十四日

〒060 札幌市中央区北三西十一加森ビル5 六階

発行所 社団法人北海道自然保護協会
電話(〇一一)二五一五四六五
発行人 小 暮 得 雄
印刷 ㈱ 広 報 社 印刷

この紙は再生紙を使用しています。